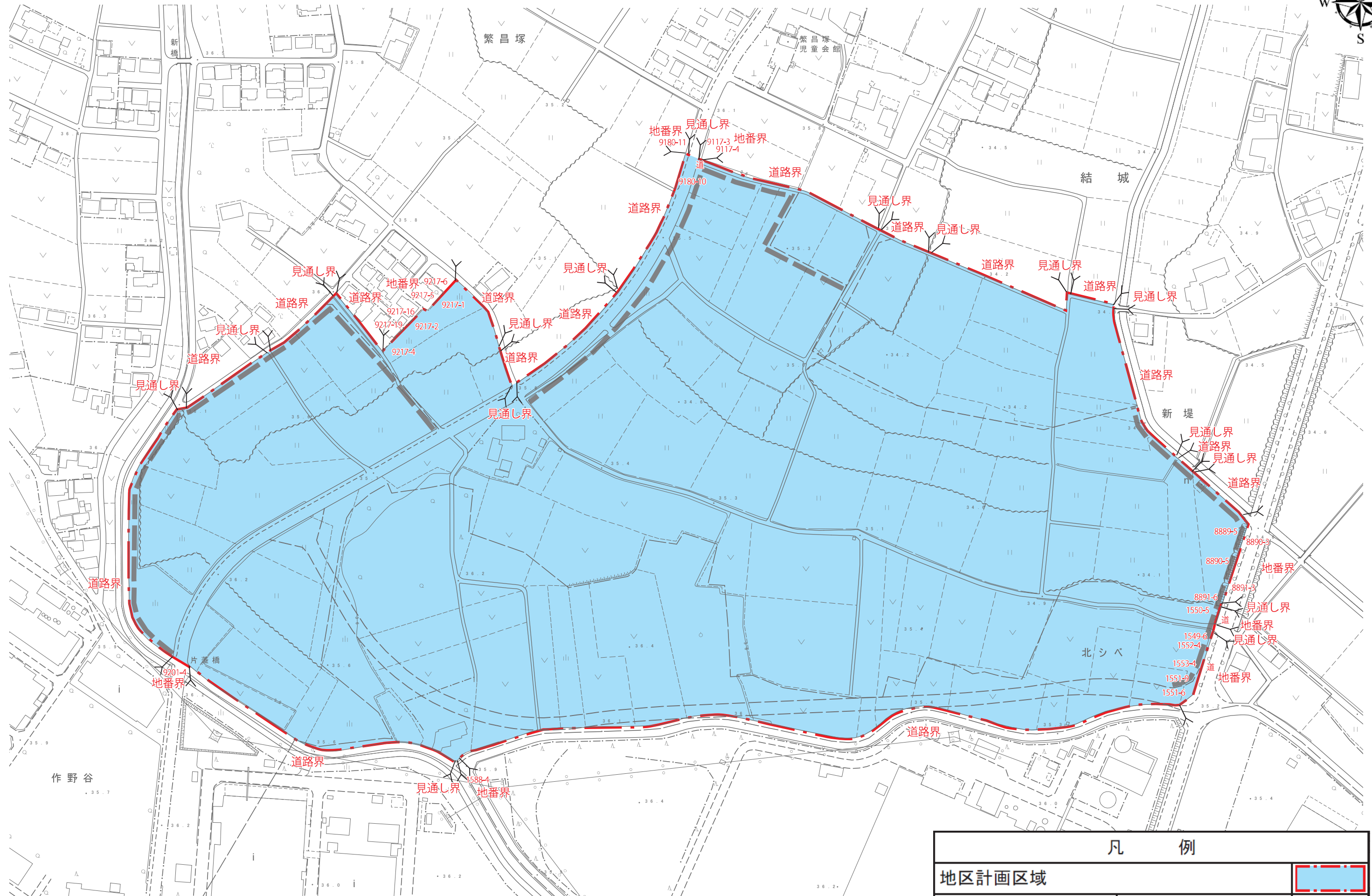


結城第一工業団地繁昌塚南地区地区計画の概要

名称			結城第一工業団地繁昌塚南地区地区計画
面積			約 22.7ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物等は建築してはならない。 1 カラオケボックスその他これらに類するもの 2 公衆浴場 3 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 4 自動車教習所 5 畜舎 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処理施設の用途に供する建築物又は工作物で、次に掲げるもの (1) 事業者が事業場と同一の敷地以外の場所に設置する中間処理施設及び最終処分場 (2) 事業者が事業場と同一の敷地に設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 14 号に掲げる最終処分場 (3) 処理業者が設置する積替保管施設、中間処理施設及び最終処分場 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号の規定による指定を受けた者が設置する産業廃棄物の再生利用を行うための施設
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡ ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 1 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定による換地処分又は同法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、かつ、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの 2 市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの
		壁面の位置の制限	計画図に表示する道路境界線においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、3.0m 以上としなければならない。
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面位置の制限により後退した区域においては、道路面との間に段差を生じる工作物、広告物、駐車・駐輪施設などの工作物等を設置してはならない。

下館・結城都市計画 地区計画 計画図



凡 例	
地区計画区域	
壁面の位置の制限	3.0m以上